

IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則

JAQG 運営委員会

(目的)

第1条 この細則は、航空宇宙品質センター (JAQG) 設置運用規則第3条 (6) に掲げる品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等を IAQG-OASIS データベースへ登録するための登録料金及び納入時期等について定めることを目的とする。

なお、以下では「品質マネジメントシステム認証機関」を「認証機関」と称する。

(登録料金)

第2条 IAQG-OASIS データベースへ審査結果を登録するための登録料金は、下表左欄の会員区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

会員区分	審査種別	毎回の登録料金 *7	
		IAQG-OASIS 登録料 *1*2*3	日本国内認証制度の 維持・改善費用 *6
会員メンバー 及び協賛メンバー	初回登録、更新審査	\$700	—
	移転審査	\$700	—
	サーベイランス	—	—
	認証変更*4*5	\$300	—
上記以外のもの	初回登録、更新審査	\$700	50,000 円
	移転審査	\$700	50,000 円
	サーベイランス	—	50,000 円
	認証変更*4*5	\$300	50,000 円

注記 *1) 当該審査に対する IAQG からの登録料金請求書 (Invoice) の金額を正とし、発行日が含まれる月の為替レートに乗じた金額 (円) とする。為替レートは三菱 UFJ 銀行が毎月第1営業日に発表する TTS レートを当該月に対して適用する。

*2) 100 円未満は切り上げとする。

*3) 更新審査、移転審査の際に認証変更もした場合、\$ 700 に加え \$ 300 が加算される。

*4) 認証変更には、サイトの追加、削除、移動や範囲の変更を含むが、これらに限定されない。

*5) 認証変更は、認証機関による誤植の修正、認証機関のみの情報の更新 (住所変更、ロゴの変更など)、または郵便局による住所変更には適用されない。また、認証機関の買収やその他類似の取引に基づく証明書の譲渡には適用されない。

*6) 同一法人に対し、同一年度に複数回の請求は行わない。

*7) IAQG-OASIS 登録料、日本国内認証制度の維持・改善費用ともに消費税が別途必要となる。

(納入時期等)

第3条 JAQG は、IAQG からの登録料金請求書 (Invoice) 等を元に、「毎回の登録料金」を取り

まとめ、認証機関に上記登録料金を日本円で請求する。

附則

1. この規程は、平成16年7月1日より適用する。
2. この改正は、平成19年7月1日より適用する。
3. この改正は、平成25年10月1日より適用する。
4. この改正は、平成28年7月1日より適用する。
5. この改正は、平成31年4月1日より適用する。
6. この改正は、令和6年8月1日以降に開始される審査に適用される。ただし、令和6年8月1日以前に開始され、令和6年9月1日以降も審査が継続される場合（認証書の発行が令和6年9月1日以降に行われる場合）にも適用する。すべての日付は、遠隔地で実施される活動であっても、最初の現地審査日を基準として計算される。
7. この改正による日本国内認証制度の維持・改善費用の変更は、令和7年4月1日以降の審査開始分に適用する。